

第1章 保育計画の策定にあたって（素案）

1 計画策定の背景と目的

(1) これまでの経緯

子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化とともに、「子ども子育て関連3法」において保育の実施主体と位置づけられた基礎自治体である小金井市（以下「市」という）が担うべき役割はますます大きくなっています。こうした状況を踏まえ、市は平成27（2015）年3月に「のびゆくこどもプラン小金井（現）」を策定し、「子どもの幸福と権利保障を第一として、小金井市の子育ち、子育て支援の総合的な施策を推進していくこと」としています。

これと並行して、市内の保育所の設置主体に応じた保育の現状分析及び市が設置する保育所の管理運営等の在り方の検討を行い、今後の保育行政に広く意見を聴くため、「小金井市保育検討協議会」が設置され、市の保育行政を今後より一層充実させるための検討が行われ、平成27（2015）年12月「今後の小金井市の保育行政のあり方に関する意見」として取り纏められました。

このような中、市民、保護者、及び市議会から、市としての保育のビジョンの策定や保育の質の維持・向上への対応が求められており、市は保育の計画と質のガイドラインを策定することとしました。

(2) 計画策定の趣旨・目的

保育所等の保育施設とは、子どもの最善の利益に配慮しつつ、その健全な心身の発達を図ると同時に、保育する子どもの保護者、及び地域の子育て家庭に対する支援を行うことを目的としており、市の全ての保育施設も、こうした目的を理解し、使命感を持って業務にあたってきました。

これまで市では、保育所に入所できない、いわゆる待機児童の解消を喫緊の課題として優先的に取り組み、保育需要の見込みに対するサービス量を確保するべく保育施設の増加、及び多様化するニーズへの対応を取り進めてきました。かかる取組みにより、保育の量については少しずつ改善が図られてきています。それとともに、国が定める保育の基準の下で、行われる保育事業の多様化と実施主体も多元化も進んできたところです。

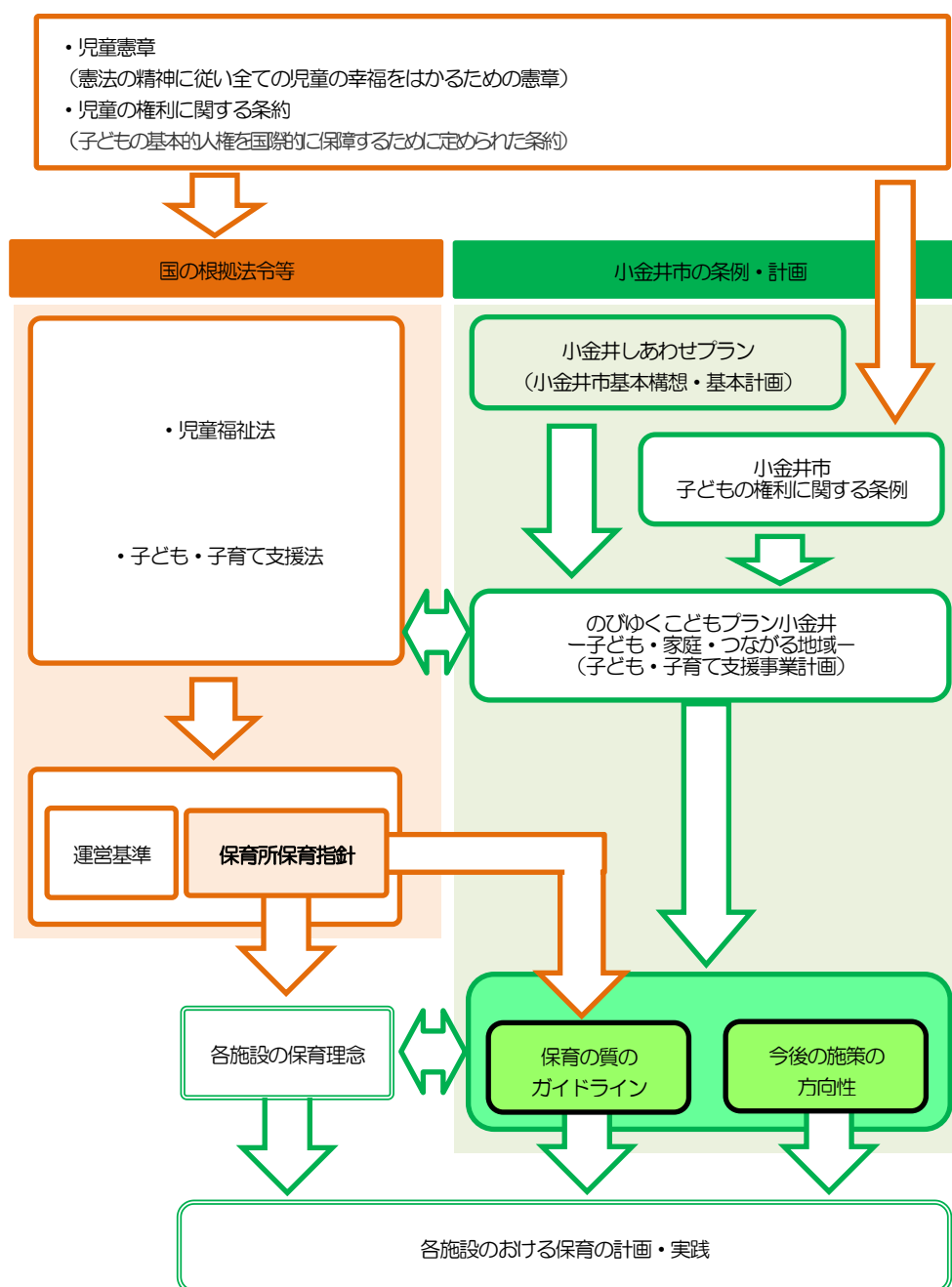
これら多様化・多元化が進む中、子どもの最善の利益を最優先させるためには、「保育の質」の維持・向上を目指さなければなりません。「保育の質」とは、例えば「子どもたちが心身ともに満たされ、豊かに生きていくことを支える環境や経験」であり、子どもを中心として、保育者の関わりのみならず、保育所、地域、自治体が連携・協力し合っていくよう努めなければなりません。

本計画は、そうした認識の下、保育を希望する家庭及びその子どもが等しく保育サービスを受けられ、子どもが健やかに成長できるよう、保育の質のガイドライン（保育の質の維持・向上に関して市全体で共通し得る枠組みをいう。）を検討するとともに、子どもの最善の利益の観点から、保護者をはじめとした市民、保育・教育関係者、行政が子どもに向き合う際の視点を明確にして、今後の保育施策として取り組むべき方向性を示すものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、保育を希望する家庭及びその子どもが等しく保育サービスを受けられ、子どもが健やかに成長できるよう、保育の質ガイドライン（保育の質の維持・向上に関して市全体で共通し得る枠組みをいう。）を示すとともに、子どもの最善の利益の観点から、保護者をはじめとした市民、保育・教育関係者、行政が子どもに向き合う際の視点を明確にして、今後の保育施策として取り組むべき方向性（保育ビジョンに相当するもの）を示すものです。

さらに「のびゆくこどもプラン 小金井」の保育施策を補完・補足しながら連携し、小金井市の最上位計画である「小金井しあわせプラン」とも整合を図り、今後も保育を取り巻く環境や状況の変化に合わせて、時期を捉えてブラッシュアップしていくこととします。



第2章 保育・子育て支援の現状と課題（素案）

1 子育てをめぐる現状

(1) 人口・世帯・人口動態等

- ①人口の推移（国勢調査より）
- ②世帯の状況（国勢調査より）
- ③出生の状況（東京都福祉保健局人口動態統計）
- ④就労の状況（国勢調査より）

2 保育における現状と課題

(1) 保育施設の整備状況

- ①利用児童数の推移
- ②認可保育所の施設数及び定員数の推移
- ③認証保育所等の認可外保育施設・事業所数及び定員の推移
- ④保育所関係経費の推移

(2) 保育・子育てサービスの現状

- ①利用状況
- ②施設の運営主体
- ③施設の分布
- (3) 認可保育所における保育・子育てサービスの現状
- (4) 財政の状況
- (5) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

- ①母親の就労状況
- ②平日の教育・保育の事業として「定期的に」利用したい事業
- ③日頃子どもをみてもらえる先

(6) 保育の質に関する簡易アンケート

- ①アンケートの目的
- ②アンケート結果の概要
- ③保護者アンケート調査の結果

(7) 現状における主要課題

3 将来予測（見通し）

第3章 小金井の保育の目指すもの・大切にしたいこと（素案）

1 小金井の保育の目指すもの・大切にしたいこと

すべての子どもは、大切な存在として愛され、一人ひとりが持てる力を十分に発揮することで、健やかに育っていきます。

そのためには、子どもの幸福と権利の保障は、欠くことのできない基本的なことです。

小金井市は、子どもを中心として、保護者と地域とともに、子どもの育ちを後押しする責務を有し、すべての子どもが、「小金井市子どもの権利に関する条例」に基づき、質の高い安心できる保育をどこにおいても享受できるよう努めなければなりません。

すべての保育の機会において、豊かな育ちと発達が保障される環境を、将来にわたり実現するため

ここに、小金井市は、「小金井の保育の目指すもの・大切にしたいこと」を定めます。

～小金井の保育の目指すもの・大切にしたいこと～

すべての^こ子どもの^{さいぜん}最善の^{りえき}利益を^{ほしょう}保障し、
現在^{げんざい}を^{もっと}最もよく^い生き、^{のぞ}望ましい^{みらい}未来を
つく^{つく}り^だ出す^{ちから}力の^{きそ}基礎を^{つちか}培います。

ちいき^{ちいき}の^{しぜん}自然や^{ひとびと}人々と^{なか}つながる^{なか}中で
たよう^{たよう}な^{たいけん}体験や^{なかま}仲間^{とお}づくりを^{とお}通して
しつ^{しつ}たか^{たか}ほいく^{ほいく}めざ^{めざ}質の高い^{めざ}保育を^{めざ}目指します。

第4章 保育の質のガイドライン（素案）

1 ガイドライン策定の趣旨

2 ガイドラインの位置づけ

※「ガイドラインの活用」の記述を含めます

3 基本目標

4 目指す保育・大切にしたい保育に必要なこと

(1) 保育の内容

- ①子どもの権利
- ②乳児保育
- ③1歳以上3歳未満児の保育
- ④3歳以上児の保育
- ⑤配慮を必要とする子どもの支援

(2) 健康及び安全

- ①子どもの健康支援
- ②食育の推進
- ③環境及び衛生管理並びに安全管理
- ④災害への備え

(3) 子育て支援

- ①保育所を利用している保護者に対する子育て支援
- ②地域の保護者等に対する子育て支援

5 保育の質の維持・向上に必要なこと

- (1) 職員の資質向上のための取り組み
- (2) 運営体制
- (3) 保育の質の向上のための地域や他機関との連携

第5章 今後の施策の方向性（素案）